

東京のタクシー運賃改定について

国土交通省 自動車局
令和4年8月

1. タクシー運賃制度

① タクシーの運賃について

- 運賃ブロック(全国100地域)ごとに一定の運賃幅を国土交通省が設定。
- 各事業者は、運賃幅の中から採用する運賃を決定。
- 運賃幅自体を見直す「運賃改定」は、事業者からの申請に応じて実施。

〔具体例〕東京特別区・武三地区の運賃幅(普通車)

① 現行の運賃幅 (事業者は、以下A～D運賃のいずれかから採用する運賃を決定)

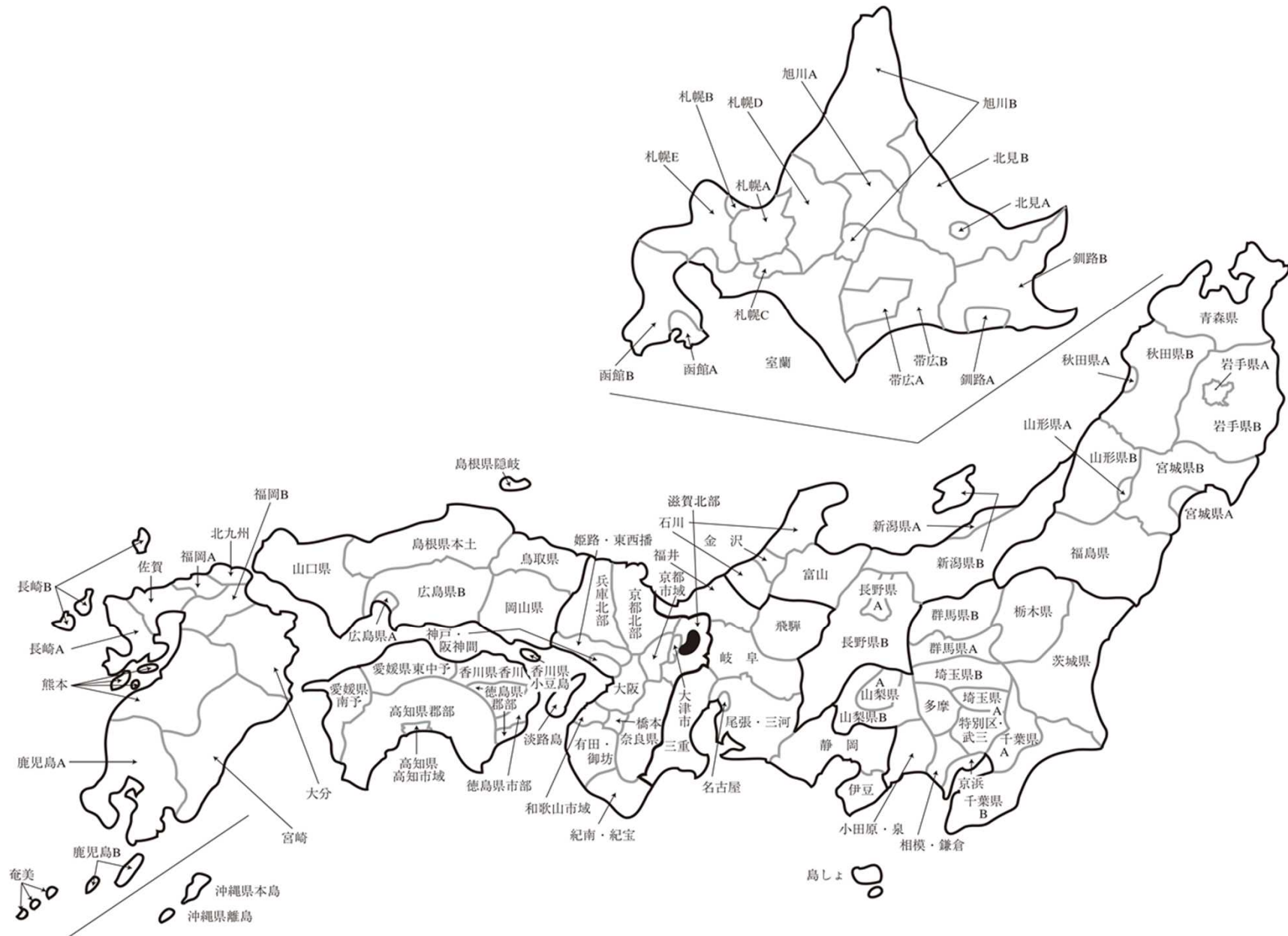
	距離制運賃		時間距離併用制 (時速10km以下に時間分加算)
	初乗運賃(1.052km)	加算運賃	
A運賃(上限)	420円	233m 80円	1分25秒 80円
B運賃	410円	239m 80円	1分30秒 80円
C運賃	400円	245m 80円	1分30秒 80円
D運賃(下限)	390円	251m 80円	1分30秒 80円

(※) 下限未満の運賃は、タクシー特措法上、供給過剰であるとして国土交通省に指定された地域では認められない。

② これまでの運賃幅の変遷

平成元年	480円 (消費税3%導入)	平成19年	710円～630円 (運賃改定: 改定率7.2%)
平成2年	520円 (運賃改定: 改定率9.6%)	平成21年	710円～680円 (特措法施行による下限見直し)
平成4年	600円 (運賃改定: 改定率12.3%)	平成26年	730円～700円 (消費税5%→8%)
平成7年	650円 (運賃改定: 改定率9.4%)	平成29年	410円～380円 (初乗距離2km→1.052km)
平成9年	660円～590円 (幅運賃導入・消費税3%→5%)	令和元年	420円～390円 (消費税8%→10%)

②タクシーの運賃ブロック(全国100地域)について



③ 運賃幅の改定手続

① 事業者が運賃改定を申請

最初の申請についてプレスリリース

- 最初の申請から3ヶ月以内に運賃ブロック内の法人全車両数の7割の申請があった場合に手続を開始

【申請期間】 令和3年12月24日～令和4年3月23日

【申請率】 90.5% (2万4718台/2万7303台)
(245事業者/303事業者)

② 一般的な事業者を選定 (131事業者・14,179車両)

- 運賃ブロックの法人から、一般的な事業者を抽出し、その実績年度の収支平均が赤字である場合に審査を開始

(※) 抽出車両数は地域における全車両の約5割

③ 原価計算対象事業者を選定し、運賃改定率を審査

算定開始の公示

- 一般的な事業者から、保有車両数等に偏りが出ないように原価計算対象事業者を抽出し(10~30社程度)、その経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくなる運賃改定率を算出

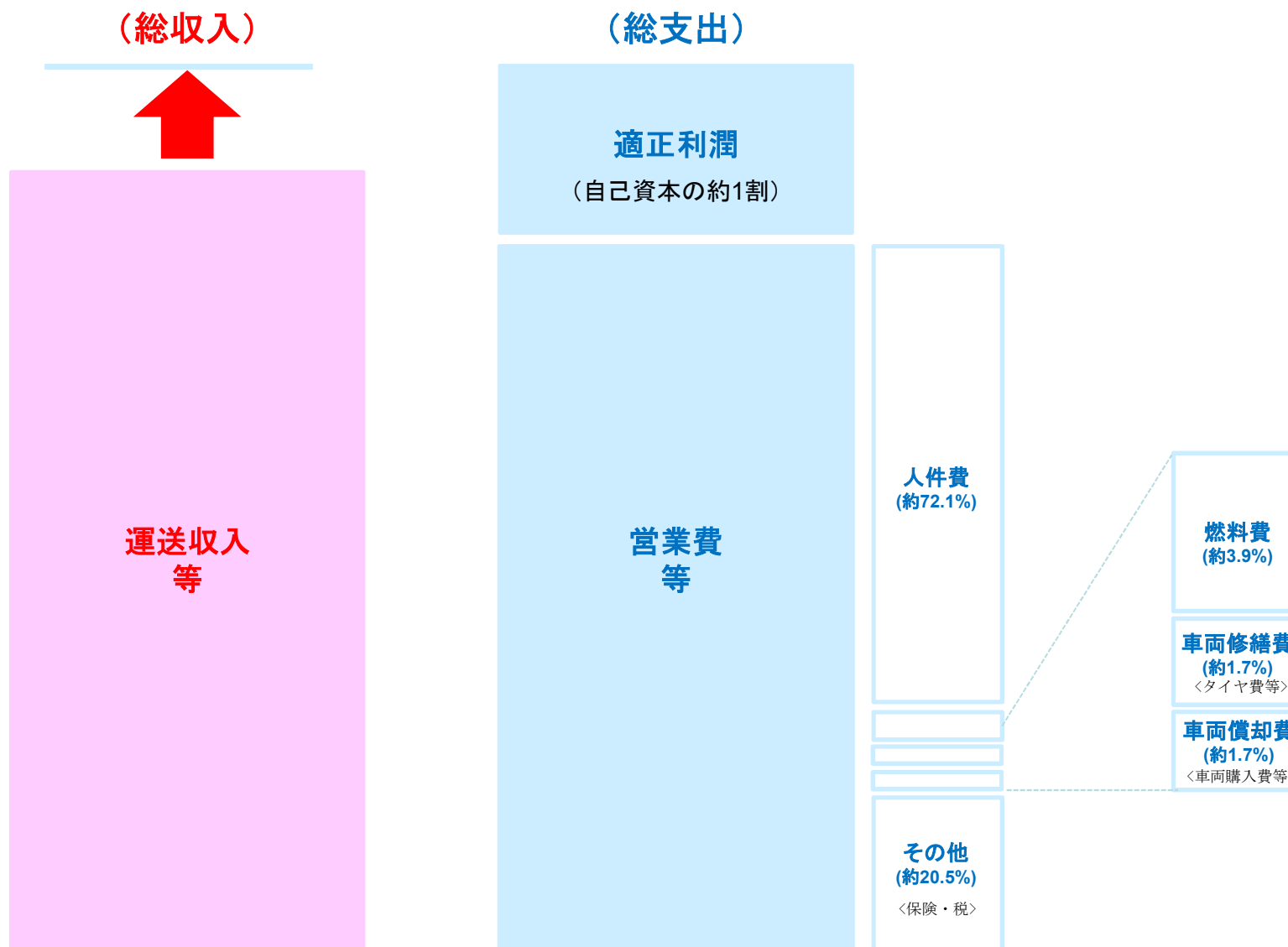
④ 消費者委員会及び物価問題に関する関係閣僚会議に付議

- 東京特別区・武三地区におけるタクシーの運賃改定に関しては、「物価担当官会議申合せ」(平成23年3月14日)により、「物価問題に関する関係閣僚会議」に付議することとなっている。
- また、当該閣僚会議への付議にあたっては、消費者委員会に説明することとなっている。

⑤ 公定幅運賃を公示/その1月後に施行

プレスリリース

(参考)タクシーの運賃幅の算定方法について



(※) 営業費等の割合は、東京特別区・武三地区の原価計算対象事業者(今回改定時)の2019年実績のデータ

(※) 運賃改定に当たっては、申請のあった前年度の実績を用いることを基本的としているが、現在は、コロナ禍の実績を用いず、コロナ以前の令和元年の実績を使用

2. タクシーの更なる進化

① タクシーの進化(投資状況)

- 1km走行当りの収入・費用の状況について、最新車両（JPN TAXI）や配車アプリの導入により、前回運賃改定をした直後の年度（平成20年度）に比べて、運送の効率化が図られている。
- 他方で、先行投資を進めてきた結果、費用の方が増加傾向にあるため、収支率は悪化しており、更なる投資・労働環境の改善のためには、運賃改定が必要な状況。

項目	平成20年度 (直近改定直後年度)	令和元年度
(1) 収入		
運送収入 (例; 運賃)	170.3円/km	192.7円/km
運送雑収 (例; 広告)	0.1円/km	0.1円/km
合計	170.4円/km	192.8円/km
(2) 費用		
運転者人件費 (例; 運転者給料)	126.3円/km	141.4円/km
一般管理費 (例; 事務機器、光熱費)	17.2円/km	20.4円/km
車両費 (例; 購入費)	5.7円/km	6.3円/km
燃料油脂費 (例; LPG代)	12.7円/km	9.2円/km
その他運送費 (例; アプリ手数料)	11.5円/km	20.9円/km
合計	173.4円/km	198.2円/km
(3) 収支率		
	△3.0円/km (98.3%)	△5.4円/km (97.3%)

↑ 12.0%

↑ 18.6%

↑ 10.5%

↓ 27.6%

↑ 81.7%

↑ 14.3%

・運転者の待遇改善

・事務所におけるIT機器の導入

・車いすのまま乗車可能な最新車両(JPN TAXI)の導入
(R元年度で約4割の車両が更新済)

・燃費の向上

・配車アプリの普及
(R元年度で約95%の車両で導入済)

・キャッシュレス決済の普及
(R元年度で約97%の車両で導入済)

・ドライブレコーダーの普及
(R元年度で約98%の車両で導入済)

・アルコール検知器の普及
(R元年度に全ての営業所で導入済)



(出典) 東京特別区・武三地区の原価計算対象事業者(H19改定時)の数値

② タクシーの新サービスについて

① 事前確定運賃

H31.4.26施行

【概要】

○配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点の推計走行距離を基に算出した運賃を事前に収受する制度。

【利用者の利便向上】

○渋滞や回り道等を気にすることなく、安心してタクシーを利用することが可能。

<サービス例>

・霞が関から六本木ヒルズまでの推定走行距離2.9kmを基に運賃(1370円)を算出して表示



※東京の法人180社で導入(東京の全法人のうち約11.6%が導入)

(R4.1.7時点)

② 一括定額運賃

R2.11.30施行

【概要】

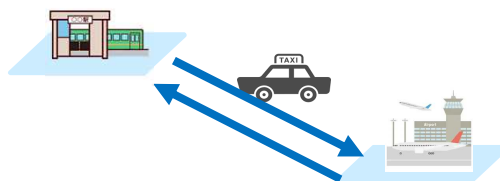
○複数回の利用分の運賃を予め一括して支払う制度(回数券・定期券)。

【利用者の利便向上】

○通勤や通院など、継続利用に便利。一括清算することにより割安になることが期待。

<サービス例>

- ・ターミナル駅⇔空港を乗降地に設定
- ・回数を10回に設定
- ・割引率は1割(9回分の運賃で10回分の回数券)



※東京(東京エムケイ社)
令和3年5月7日から利用可能
六本木~羽田空港の回数券(11回分)
利用者は1回当たり約1割引で利用可

※その他(上記以外に14社)
・水戸市:市内一定エリアでの乗り放題
・長野市:佐久間総合病院までの回数券 等

③ 相乗りタクシー

R3.11.1施行

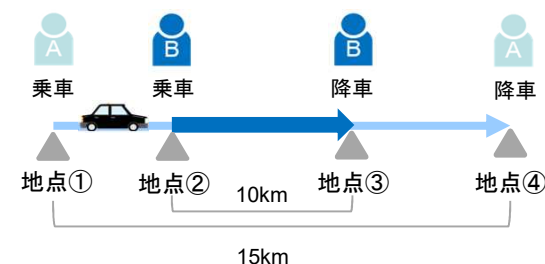
【概要】

○配車アプリを通じて、目的地の近い旅客をマッチングし、タクシーに相乗りする制度。

【利用者の利便向上】

○距離に応じて複数人で運賃を割勘することによりドアtoドアで割安に移動することが可能。

<利用イメージ>



【地点①~④のタクシー運賃が5,000円の場合】
Aの運賃: 3,000円(5,000円×15km/25km)
Bの運賃: 2,000円(5,000円×10km/25km)

3. 東京特別区・武三地区の運賃改定

① 運賃改定の内容について

● 改定率 14.24%

● 改定内容

距離制運賃・普通車	初乗運賃	加算運賃
現行運賃	420円/1.052km	80円/233m
新運賃	500円/1.096km	100円/255m

● 改定率の内訳

ユーザーの利便性を高めるための投資(約3%)、賃金アップなど乗務員の労働環境改善(約8%)、燃料費高騰(約3%)等に伴う費用増を考慮し、約14%の収支改善が必要。

改定後の運賃の見込み

- 初乗運賃はワンコインを維持
- 乗車距離に応じた主な運賃

<1km>

(例) 東京駅～銀座駅

現行 420円

改定 500円(+80円)

<3.9km(東京の平均乗車距離)>

(例) 東京駅～四ツ谷駅

現行 1460円

改定 1600円(+140円)

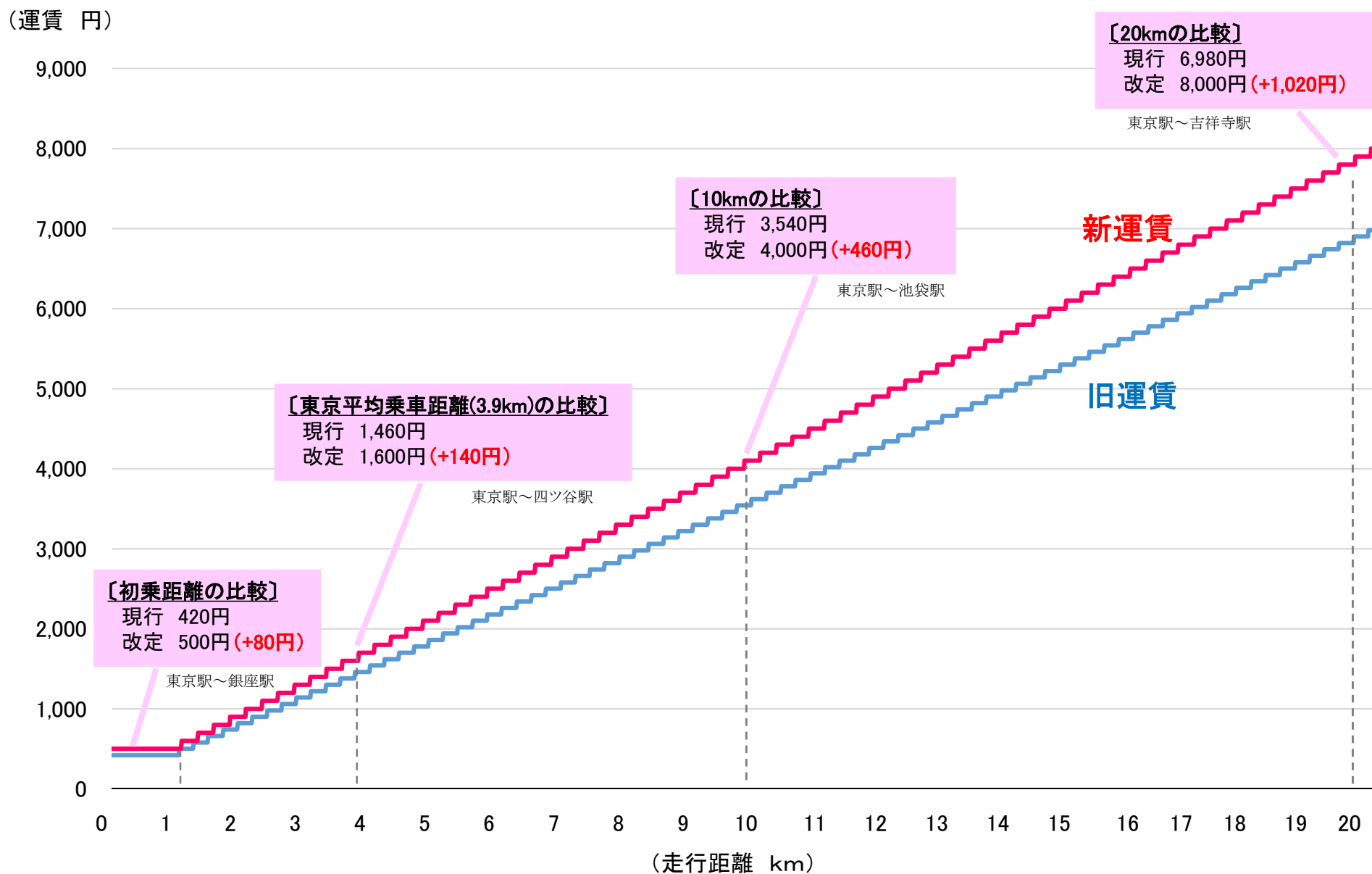
<10km>

(例) 東京駅～池袋駅

現行 3540円

改定 4000円(+460円)

②新旧運賃幅の比較



注) 普通車における走行距離に係る運賃を図に示したもの。 11